継続して
対策しましょう

新型コロナウイルス感染症関連のお知らせ

事業活動持続チャレンジ応援補助金（追加募集）

市内の中小企業者や小規模企業者等が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら、事業活動を持続するための新しい取り組み（チャレンジ）として行う、売り上げ確保・向上等の取り組みに要する経費の一部を補助します。
※ただし、下記事業は対象外。
①補助金を原資に割引を行い販売促進する事業
②単なる経費削減（通常発生する経費への補填等）の事業
③補助事業の実施により、来客が一時的に集中し感染拡大につながる恐れのある事業
▼**対象経費**　広告宣伝費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、工事請負費、備品購入費、外注費
▼**補助金額**　中小企業者…実支出額の５分の４相当額（上限 30 万円）／小規模企業者等…実支出額の 10 分の９相当額（上限 30 万円）
▼**募集件数**
①売上回復枠＝ 200 件（事業活動持続のため売上回復に資する販売促進等の取り組みに係る経費）
②衛生対策枠＝ 100 件（換気、衛生対策等における設備導入の取り組みに係る経費）
※①、②両方の経費が発生する場合、補助対象経費合計額のうち２分の１を超える経費の枠で申請を受け付けます。
※応募者多数の場合は厳正なる審査の上、補助事業者を決定します。
▼**申請期限**　10 月９日（金）の午後５時（必着）
■**問い合わせ先・申請先**　弘前商工会議所（上鞘師町、☎ 33-4111）

国民健康保険傷病手当金

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため実施している国保傷病手当金の支給対象期間を、12 月 31 日まで延長します。
▼**対象者**　国民健康保険加入者のうち、被用者として報酬を得ている人で、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の感染の疑いがあり勤務できないことによって、給与の全部または一部が支払われなかった人
▼**支給対象期間**　令和２年１月１日～ 12 月 31 日で仕事ができなくなった日の４日目以後の期間
※入院が継続している場合は、最長１年６カ月間の対象期間となります。
▼**支給額**　直近３カ月の給与収入合計／就労日数×３分の２×支給対象日数（日額の上限額３万 887 円）
■**問い合わせ先**　国保年金課国保給付係（市役所１階、☎ 40-7047）

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

【新型コロナウイルス感染症に関する予防方法など、一般的な相談や問い合わせについて】
➡青森県新型コロナウイルス感染症コールセンター（☎ 0120-123-801、随時受け付け）
➡厚生労働省電話相談窓口（☎ 0120-565653、午前９時～午後９時／ファクス 03-3595-2756〈聴覚に障がいのある人など電話での相談が難しい人向け〉）

【感染が疑われる場合】
➡以下のいずれかに該当する場合は、すぐに弘前保健所「帰国者・接触者相談センター」（☎ 33-8521）またはかかりつけ医に電話でご相談ください。
●息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
●重症化しやすい人（※）や妊娠中の人で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）などの基礎疾患がある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人
●上記以外の人で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（令和２年９月 15 日現在）

最新情報は、問い合わせ先や下記のホームページでご確認ください。
■厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/index.html）
■市ホームページ（http://www.city.hirosaki.aomori.jp/）

市民の皆さんから
募集します

弘前市文化芸術推進審議会の委員を募集

幅広く市民の声を文化芸術振興に反映させるとともに、柔軟な発想による意見を求めるため、弘前市文化芸術推進審議会委員を募集します。
▼**応募資格**　市内に在住する満 20 歳以上の人（市議会議員、市職員、市の他の附属機関の委員を除く）
▼**募集人員**　２人程度
▼**応募期限**　10 月 30 日（金・必着）
▼**任期・会議の開催など**　任期は委嘱の日から２年間、会議は平日の日中に年２回程度開催予定
▼**報酬など**　会議１回の出席につき、１万円の報酬と交通費相当額を支給
▼**応募方法**　次の事項を記入した応募用紙を、郵送、持参、ファクスまたはＥメールで提出を。
①住所・氏名（ふりがな）・生年月日・年齢・電話番号・職業（就業者の場合は、勤務先または所属団体等の名称・所在地など）
②文化芸術活動歴（活動実績、文化芸術団体等の役員歴、文化芸術イベントなどの運営実績、取得資格などがある場合は具体的に記載を）
③現在、県および他市町村の審議会などの委員になっている人は、その審議会などの名称と在任期間
④応募動機または自己 PR
⑤市の文化芸術振興に関する意見、提言等（800 字程度）
※応募用紙の様式は自由ですが、参考様式を市ホームページに掲載しているほか、文化振興課（市役所４階）、市民会館、弘前文化センター、岩木文化センター、百石町展示館、市民文化交流館でも配布しています。なお、応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
▼**選考方法**　応募書類の記載事項を審査の上選考し、結果は応募者全員に通知します。選任された人は市ホームページで公表します。
※委員に就任した場合、委員名簿、会議記録等で氏名が公開されます。
■**問い合わせ先**　文化振興課（〒 036-8551、上白銀町１の１、☎ 40-7015、ファクス 35-3884、Ｅメール bunkashinkou@city.hirosaki.lg.jp）

事前登録が
必要です

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります

令和３年３月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。
※現在使っている健康保険証も今までどおり利用できます。
利用に必要な事前登録は、マイナポータル（https://myna.go.jp/）で申し込みできます。詳しくはマイナポータルをご確認ください。
自分で申し込みができない人には登録の補助をしますので、マイナンバーカード普及促進対策室または国保年金課までご相談ください。
■**問い合わせ先**　マイナンバーカード普及促進対策室（市役所４階、☎ 40-0506）／国保年金課国保保険料係（☎ 40-7045）／国保年金課後期高齢者医療係（☎ 40-7046）

弘前っ子の作品　Vol. 6

令和元年度弘前地区小・中学校美術展で受賞した作品を８回に分けて紹介します。子どもたちの夢、楽しい思い出、豊かな心をご覧ください。

■**問い合わせ先**
教育センター
（☎ 26-4803）

「おむすびころりん」の絵です。ねずみたちがパーティーの準備で大忙しな様子を想像して描きました。

石岡（いしおか） 結愛（ゆあ） さん
（城東小学校）

タイトル
ねずみのいえは大いそがし！